押印等見直し基準

1 対象

(1) 見直し対象とするもの

市に提出される申請書、届出書等のうち、市が押印等(署名又は記名押印)の要 否を決定できる様式の認印

- (2) 見直し対象としないもの
 - ア 市に提出される申請書、届出書等のうち、国及び県の法令・条例等で押印等 を義務付けられたもの

<具体例>契約書(地方自治法第234条第5項)

※請書、協議書、覚書等の契約書としての性質を備えるものを含む。

- イ 市以外の組織・団体等が定める様式(民間の奨学金の申込みなど[経由])
- ウ 実印・登録印(個人において登録された印鑑又は法人において登録された代表者印)を求め、印鑑証明書と照合するもの
 - ※実印・登録印の意義によるため、今回の見直しから除く。

2 定義

- (1) 署名 自己の氏名を手描き(自署)すること。
- (2) 記名 自己の氏名を手描き(自署)するのではなく、代筆、ゴム印や印刷 されたもの等により氏名を示すこと。
- (3) 記名押印 自己の氏名を記名の上、押印すること。

3 見直しのねらい

- (1) 見直すことで市民サービスが向上する。
- (2) 見直し後、職員の事務処理が複雑にならない。
 - ※押印等に代えて市民に必要以上の個人情報の提供を求めることはしない。
 - ※申請者の意思による押印等は、妨げない。

4 押印等に対する基本的考え方

- (1) 署名と記名押印は、特段の事情のない限り、同等とする。このため、書面の提出者が選択できることとする。
- (2) 押印等の目的を次のとおり整理する。

ア 文書の成立 [民事訴訟法第 228 条第4項] …証拠能力

イ 「なりすまし」・「改ざん」の防止、「原本性(一回性)」の確保

(3) 今回の見直しでは、オンライン化は考慮しない(紙文書で考える。)。

※なお、電子署名(電子証明書付き)は、特段の事情がない限り、押印等と同等と

する。

- (4) 今回の見直しでは、本人確認手続は考慮しない。
 - ※本人確認手続は、窓口に来た人物を確認するものであり、本人が来庁のうえ書類 を提出する場合を除いて、4(2)の目的を達成できないため。

5 押印等によるもの

- (1) 市の歳入・歳出の根拠となるもの〔証拠能力〕
 - <具体例>入札に関する書類、見積書、貸付金・補助金・還付金・給付金(現物 給付を含む。)等金銭の交付に関する書類(請求書を除く。)
- (2) 本人の意思による申請等であることを押印等により担保する必要があるもの [なりすまし・改ざんの防止]
 - <具体例1>委任状、許可申請書(本人や第三者の意に反して債務が生じる恐れのあるもの)
 - <具体例2>領収書、受領書
- (3) 書類の記載が作成者の意思によるものであることを押印等により担保する必要があるもの〔なりすまし・改ざんの防止〕
 - <具体例>診断書、意見書、証明書
- ※法人その他の団体については、記名押印となる(代表者が署名する場合を除く。)。
- ※署名された申請書等を訂正する場合は、原則として訂正署名による。ただし、申請書等に署名及び押印がされている場合は、訂正印又は捨印による訂正も認める。

6 押印等が不要なもの

- (1) 申請者を特定する必要がなく、誰でも手続ができるもの
 - <具体例>各種相談・閲覧・縦覧・公共施設の使用等の申込み (無料のもの)、 講習会等への応募
- (2) 単に事実・状況を把握することのみを目的とするもの
 - <具体例>履歴書、登録内容の変更届、報告書
- (3) 請求書(市が様式を定めるものに限らない。)

7 その他

本基準の決定後、押印の見直しに伴う例規類の改正をするまでの間は、押印等を求めることとする。

本基準は、国及び県の法令・条例等に準じて行う押印等の見直しを妨げない。